

内郷小学校PTA表彰規定

第1条 この規定は、本会の規約第4条にもとづき定める。

第2条 表彰は、団体表彰、個人表彰とする。

第3条 団体表彰は、各地区または学級及びその他PTA活動の模範となるものに対して行う。

第4条 個人表彰は、PTAの発展のために功績が特に顕著であった者で、役員会で推薦した者のうちから選考する。

第5条 表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。記念品の額は役員会で定める。

第6条 表彰に要する経費は、本会が負担する。

第7条 表彰は、毎年定期総会において行う。